

○北海道警察情報処理能力検定規程

北海道警察本部訓令第14号

平成5年10月12日

改正 平成6年3月2日警察本部訓令第6号、16年12月27日第21号、19年3月29日第7号、24年3月29日第14号、29年3月27日第14号、令和3年10月25日第18号

北海道警察情報処理能力検定規程を次のように定める。

北海道警察情報処理能力検定規程

(目的)

第1条 この訓令は、北海道警察において実施する職員の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し必要な事項を定め、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

第2条 能力検定は、初級及び中級とする。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施等)

第3条 能力検定は、北海道警察本部総務部長（以下「総務部長」という。）が、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

(合格者台帳への記載)

第4条 総務部長は、能力検定に合格した者を情報処理能力検定合格者台帳（別記様式）に記載しなければならない。

(合格の特例)

第5条 総務部長は、別表に定める各級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに当該級位に合格したものとすることができる。

附 則

この訓令は、平成5年10月21日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成6年3月2日から施行する。

附 則（平成16年警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成24年3月29日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年警察本部訓令第18号）

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

級 位	知 識 及 び 技 能
初 級	1 北海道警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年北海道警察本部訓令第7号）第2条第1号に掲げる警察情報システムの基本的な操作に必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの
中 級	1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの

